様式第１号（第８条関係）（第４面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、本申請書を都道府県労働局長に提出する年月日を記載すること。

２．「事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う事業主の氏名又は名称、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事業所の電話番号を記載すること。

３．「１．報告対象期間」欄は、本申請書の申請の日の属する事業年度の直近の３事業年度について、初日及び末日の年月日を記載すること。

４．「２．常時雇用する労働者の数」欄は、申請の日時点の常時雇用する労働者数を記載すること。なお、常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず、期間の定めなく雇用されている者のほか、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含むものとすること。

５．「３．事業書一覧」欄のうち、事業所番号（公共職業安定所に求人を提出する際に交付されている番号）欄については、労働者を直接募集している場合で事業所番号がないときは空欄とすること。

６．「４．（１）青少年であることを条件とした求人の申込み又は労働者の募集の状況（通常の労働者として雇い入れることを目的とするものに限る。）」欄は、申請の日時点において提出している青少年であることを条件とした求人の申込み及び労働者の募集の状況を記載すること。なお、通常の労働者とは、短時間正社員を含み、常用型派遣労働者を除くこと。

対象となる求人の申込み又は労働者の募集は、以下のものであって、通常の労働者として雇い入れることを目的とするものをいうこと。

・新規学卒者等であることを条件とした求人の申込み又は労働者の募集（卒業後少なくとも３年間応募可能なものに限る。）

・15歳以上35歳未満の青少年であることを条件とした求人の申込み又は労働者の募集

７．「４．（２）①新規学卒者等の定着状況」欄は、直近の３事業年度において採用した新規学卒者等（新規学卒者及び卒業者であって新規学卒者と同じ採用枠で採用したもの等、新規学卒者と同等の処遇を行う者をいい、通常の労働者として雇い入れた者に限る。）について記載すること。なお、（ハ）離職率は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。

８．「４．（２）③その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の所定外労働時間等の状況」の「月平均所定外労働時間」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。）１人当たりの１月当たりの平均所定外労働時間について記載すること。なお、割合は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。

「平均した１月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数」欄は、直近の事業年度における平均した１月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者の数を記載すること。

９．「４．（２）④ その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の有給休暇の取得の状況」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。以下９．において同じ。）の有給休暇（有給休暇に準ずる休暇として人材開発統括官が定めるものが与えられた場合にあっては、当該休暇を含む。以下９．において同じ。）の年平均取得率（その雇用する労働者に対して与えられた有給休暇の日数に対するその雇用する労働者が取得した有給休暇の日数の割合をいう。）又は年平均取得日数（その雇用する労働者１人当たりの取得した有給休暇の平均日数をいう。）について記載すること。なお、有給休暇に準ずる休暇として人材開発統括官が定めるものについては、その雇用する労働者１人当たり５日を上限として算入すること。また、年平均取得率は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。

10．「４．（２）⑤ その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況」欄は、直近の３事業年度における育児休業等の取得実績を記載すること。なお、男性は取得人数を、女性は取得率（その雇用する女性労働者であって直近の３事業年度において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であって直近の３事業年度において育児休業をしたものの数の割合をいう。）を記載することに注意すること。

「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第百二十七条　青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第一面から第三面まで）中「㊞」を削る。

様式第一号（第四面）を次のように改める。